

# 久慈市料金表

【平成21年4月1日から】

証明の種類		手数料	内 容
戸籍	全部事項証明〔謄本*1〕	450円	改製された以降の現在の戸籍
	個人事項証明〔抄本*2〕		
原戸籍	謄 本	750円	法律の変更に基づいて戸籍をつくりかえた時のつくりかえる前の戸籍 昭和の改製原戸籍(戸主制度の廃止)と平成の改製原戸籍(戸籍の電算化)があります。
	抄 本		
除籍	謄本〔全部証明〕	750円	婚姻や死亡、転籍などにより戸籍に記載されている <b>全員</b> が戸籍簿から除かれた戸籍
	抄本〔個人証明〕		
附票	全員分の写し	300円	久慈市に本籍がある期間の住所の移動経過を証明したもの 戸籍が改製された場合、附票も改製となり、除籍・改製された日から5年間のみ発行可能です。 山形町は法定保存期間が満了したため改製原附票は発行できません。
	一人分の写し		
身分証明書		300円	以下の3つの項目を証明したもの 1.禁治産・準禁治産の宣告の通知を受けていないこと 2.破産宣告・破産手続開始決定の通知を受けていないこと 3.後見の登記の通知を受けていないこと
住民基本台帳	住民票の写し	300円	同じ世帯の全員又は一部の方の住所・氏名・生年月日・性別を証明したもの 本籍・筆頭者や世帯主・続柄の表示の有無の選択をお願いします。
	除 票	300円	久慈市に住所があった方が転出や死亡などで除かれたことを証明するもの 除かれた日から5年間のみ発行可能です。

当市では、戸籍が平成18年1月28日から電算化され(山形町内は平成13年12月1日に改製)それ以前のものは(改製)原戸籍となります。

- \*1 謄本(とうほん) 戸籍に記載されている方全員のもの(戸籍の全部)
- \*2 抄本(しょうほん) 戸籍に記載されている方のうち必要な方のもの(戸籍の一部)
- \*3 身分証明書は本人以外請求できません。